

## 糸満市WEBページに掲載する広告の募集等に関する要領

平成 27 年 12 月 16 日 企画開発部長決裁

### (目的)

第 1 条 この要領は、糸満市が管理するWEBページ（以下「市WEBページ」という。）に掲載する広告の募集等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第 2 条 市WEBページに掲載する広告は、バナー広告（市WEBページ内に表示される広告画像で、掲載者の指定WEBページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

### (広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第 3 条 広告を掲載する市WEBページ並びに当該WEBページにおいて広告を掲載する位置及び広告の枠数は市長が定める。

### (広告の規格)

第 4 条 広告の規格は、原則として次の表のとおりとする。

大きさ	縦 5 8 ピクセル×横 1 7 0 ピクセル
形式	G I F（アニメ不可、透過 G I F 不可）・J P E G ・P N G
データ容量	8 K B 以下
その他	画像のスライス（分割）不可 事業者名を a l t 属性として設定（例）広告：〇〇株式会社

### (広告の掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの 1 か月単位とする。ただし、広告を掲載する開始日又は終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの日に当たる場合は、市長が別に定める。

### (広告の掲載料金)

第 6 条 広告の掲載料金は、月額 8, 0 0 0 円とする。

### (掲載希望者の募集)

第 7 条 掲載希望者（市WEBページへの広告掲載を希望する者をいう。以下「申込者」

という。)の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに、広告事業専用ページ(申込者を募集するための市WEBページをいう。)で公募することにより行うものとする。

#### **(広告の掲載申込み)**

第8条 申込者が広告掲載を申し込むときは、市が指定する日までに、糸満市WEBページ有料広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して秘書広報課に提出しなければならない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)

(2) 掲載しようとする広告案

2 申込者が枠数を超えたときは、抽選その他適切な方法により掲載する広告を決定するものとする。

#### **(広告の掲載決定等)**

第9条 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に、糸満市WEBページ有料広告掲載許可・不許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

#### **(掲載料金の納入)**

第10条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、市の発行する納付書により指定する期日までに広告掲載料金を納入するものとする。

#### **(広告の原稿の作成)**

第11条 広告の原稿の作成経費は、申込者の負担とする。

#### **(掲載の取消し)**

第12条 申込者が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき、若しくは原稿を提出しないとき、又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めるときは、掲載を取消しの上、糸満市WEBページ有料広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

#### **(掲載料の還付)**

第13条 掲載の決定後、申込者の責に帰さない理由により、掲載ができなくなったときは、既納の広告掲載料は還付する。

#### **(掲載料の不還付等)**

第14条 掲載後、申込者の責に帰すべき理由により、掲載が中止になったときは、既納

の広告掲載料は返還しない。

- 2 掲載後、申込者の責に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

### **(広告内容、デザイン等)**

第15条 市WEBページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページの内容については、糸満市広告掲載要綱、糸満市広告掲載基準、その他市長が定める広告関連規程の規定に従うものとする。

- 2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。申込者が広告代理店である場合において、当該広告代理店が市税を滞納しているときについても、同様とする。

### **(申込者の責務)**

第16条 申込者は、掲載した広告及び指定したリンク先のホームページに一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 申込者は、掲載した広告内容等により第三者との間に紛争が生じた場合は、その責任及び負担において紛争解決にあたるものとする。

### **(その他)**

第17条 この要領に定めるもののほか、市WEBページに掲載する広告の募集等に関して必要な事項は市長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年12月16日から施行する。